

令和6年度の調達改善計画										令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:令和6年4月1日～令和6年9月30日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的					
○		指針を踏まえて特に改善に取り組む事項 一者応札改善のため、一者応札となった案件に関しては、応れしなかった事業者へヒアリングを実施する。	一者応札改善のためのアンケート調査を引き続き実施する。ただし、回答率が低いことから、アンケート調査に加え一者応札となった案件の担当課において、①なぜ応れしなかったのか、②主な要因は何か、③どのような点に気を付けていれは応れしたのか等のヒアリングを実施する。ヒアリング事項は契約係で作成する。なお、不落案件についてのヒアリングも引き続き実施する。 具体的な取組は以下のとおり。 ・アンケート調査を消費者庁ウェブサイトから回答できるようアンケートフォームを作成しており、引き続きそのアンケート結果を検証 ・ヒアリングを仕様書等を受け取りに来た事業者と入札説明会に出席した事業者のうち応れしなかった者に対して実施し、そのヒアリング結果を検証 ・引き続き一者応札ヒアリング結果・改善等回答シートを作成	一者応れとなった案件には何らかの理由があり、その理由を探ること、また、その理由を探る過程で仕様書作成及び調達過程において、どのような点に気を配れば複数者が応れ可能となるのか、担当課に仕様書作成の要件の検討を促し、左記の具体的な取組により、事業者等の事情等ではなく、当庁で改善可能な理由が確認された案件について、次年度の継続や類似の案件において必要な対応を図っていくため。	A	H30	・仕様書入手、又は入札説明会に出席した事業者が複数あったにもかかわらず一者応れとなった案件に関しては、必ず担当課に対し契約係が作成した一者応れヒアリング結果・改善等回答シートを基に、開札後1週間以内に直接ヒアリングを実施させ、一者応れとなった理由を明らかにさせる。そして、その内容を具体的に契約係に報告させるとともに、当庁で改善可能な理由が確認された案件については、担当課室と協議の上、調達手続や調達関係資料に反映する。	R6	A	H30	入札説明書入手した者へのアンケート調査、及び一者応れとなった案件の担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に参加した結果、応れしなかった事業者へのヒアリングを実施した。 また令和6年7月には、消費者庁ウェブサイトの仕様変更に伴いアンケート回答フォームのデザイン変更を行った。	A	アンケート調査については、一般競争入札に付した案件において10件の回答があった。また、不落随契を含む一者応れ案件については、落札決定後速やかに契約担当から担当課にヒアリング実施の指示を行い、一者応れ案件16件中10件についてヒアリングを実施した。 ヒアリングに対する回答では、人員や体制の確保が困難とするものが8者と最も多く、次いで自社業務と乖離していたものが7者となっている。(複数回答可) アンケート調査やヒアリングによる一者応れ改善に関する定量的な効果の検証は困難だが、継続的に実施することにより、次年度以降の改善策の検討に活用するため、今後も実施していく。	一者応れの理由を調査することにより、応れしなかった理由が事業者の都合によるものではなく、当庁で改善できる理由(仕様書の明確化等)が確認された場合、次年度以降の特に継続や類似の案件において、一者応れの是正のための措置を講じることができる。	R6	・対象期間中におけるアンケート調査の回答は10件(前年同期12件)であった。 引き続き、アンケートへの協力について、入札説明会等の事業者と接する機会に地道な声掛け等をしていきたい。	・令和6年度下半期も引き続き実施する。		
○		随意契約の見直し	定期購入物品、不定期の物品調達等については、引き続きオープンカウンター方式での調達を実施する。	オープンカウンター方式を導入することにより、見積合わせに参加する事業者が増え、競争性の確保がなされると考えられるため。	A	H31	・随意契約においても、公募により、競争性を確保するため、その効果が期待できる一定程度の分量の調達については、オープンカウンター方式を継続する。	R6	A	H31	・事務用椅子の購入および定期消耗品の購入の計2件についてオープンカウンター方式による調達を実施した。	A	オープンカウンター方式による調達件数は、前年同期の9件から7件減少し、2件となった。また、調達1件につき平均3者から見積書の提出があったが、その中で今まで消費者庁に入札等をしたことのない新規の事業者はなかった。	—	R6	・オープンカウンター方式による調達において、新規の参加事業者がいなかった。(オープンカウンター方式の対象となる調達件数が2件と少なかったことも要因と考えられる。) ・可能な範囲で調達案件の拡充を図っていきたい。	・令和6年度下半期も引き続き実施する。		
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	一者応れ改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について経費決裁回議時に会計担当において審査を実施する。また、事後審査として一者応れヒアリング結果・改善等回答シートを基に、担当課室において次回調達時における改善策等を提案させ、当該課室における次回調達の際の競争性の確保に努める。さらに提出を受けたシートを必要に応じてポータルに掲載することで、事業者の要望・参入障壁を各課室の担当職員に共有し、新規案件においても一者応れの抑制を目指す。 また外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応れが継続する案件は新たに一覧表に特記することで、委員の案件選定の際の参考としている。 加えて仕様書における参入障壁となる要件等の考え方についてはポータルサイトに会計担当が作成したマニュアル等を掲載し職員に周知するとともに、新規入庁職員には調達事務等に関する研修の実施及びマニュアルの配布を行っている。 具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格(資格等級等)の緩和(特に資格等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは等級を追加) ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間をより確保(市場価格調査及び入札公告期間を合わせ最低価格落札方式は3週間以上、総合評価落札方式は4週間以上の公告期間を確保) ・入札等監視委員会による事後審査 ・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施 ・会計担当で作成した調達事務等のマニュアル等を活用した新規入庁職員向け研修や既存職員への周知	一者応れ改善への取組を行っていくため、事前審査として、複数者応れの障害となり得る事項の見直しを行い、担当課においては複数者へ入札参加を呼び掛ける。 ・調査研究については、仕様書の見直し、参加資格の緩和、履行期間の確保、業務説明会の開催を検討する。 ・会議等運営支援については、十分な準備期間の確保の検討を実施する。 ・会計担当においては、分かりやすい仕様書作成や担当課及び事業者にとって無理のない調達スケジュールの検討を行うとともに支払条件の検討を行い、一者応れとなる件数の縮減を図る。 ・入札等監視委員会については、年2回開催することを継続していく。	A	H26	・情報システムについては、PMO審査において、複数者応れの障害となり得る事項の見直しを行い、担当課においては複数者へ入札参加を呼び掛ける。 ・調査研究については、仕様書の見直し、参加資格の緩和、履行期間の確保、業務説明会の開催を検討する。 ・会議等運営支援については、十分な準備期間の確保の検討を実施する。 ・会計担当においては、分かりやすい仕様書作成や担当課及び事業者にとって無理のない調達スケジュールの検討を行うとともに支払条件の検討を行い、一者応れとなる件数の縮減を図る。 ・入札等監視委員会については、年2回開催することを継続していく。	R6	A	H26	一者応れ改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施した。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を開催した。 具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格の緩和(特に資格等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは全等級とするよう検討) ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間をより確保(市場価格調査及び入札公告期間を合わせ最低価格落札方式は平均22日間、総合評価落札方式は平均31日間の公告期間を確保) ・入札等監視委員会による事後審査(令和6年7月に開催) ・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施	競争契約案件は74件、920百万円(前年度76件、964百万円)であり、件数で2件、金額で44百万円の減となっている。前年同期と比べ件数、金額ともに減少している。 競争契約案件のうち、一者応れによるものは15件、395百万円(前年同期27件、546百万円)であり、件数で12件の減、金額で151百万円の減となっている。 調達経費別に見ると、 ・情報システムは、5件中1件、301百万円(前年同期8件中5件、301百万円)であり、件数で4件の減、金額は前年同、 ・調査研究は、27件中7件、63百万円(前年度28件中8件、132百万円)であり、件数で1件、金額で69百万円の減、 ・会議開催等業務は、11件中0件、(前年度9件中2件、12百万円)、件数、金額とも皆減、 ・印刷製本は、2件中0件、(前年度2件中1件、8百万円)、件数、金額とも皆減、 ・その他の経費は29件中7件、31百万円(前年度30件中11件、93百万円)であり、件数で4件、金額で62百万円の減、となっている。 前年度一者応れ案件から今年度複数者応れとなった件数は6件、前年度複数者応れから今年度一者応れとなった件数は3件であった。 また、入札等監視委員会を令和6年7月に開催し、審査案件6件中4件が一者応れ案件となっている。	—	R6	・令和6年度下半期も引き続き実施する。				
○		調達事務のデジタル化の推進	調達事務の効率化、事業者の利便性を図る観点等から電子調達システムの電子入札機能を利用した調達を推進するために、紙入札を希望する場合は理由書を提出させる等を入札説明書等へ記載。また、ポスター掲示及びリーフレットを配布することにより、電子調達システムの利便性等について事業者への周知を行う。		A	R4	電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施は、調達事務の効率化、事業者の利便性を図る観点等から、令和6年度においても100%を目標とし、電子契約の件数の増加に努める。	—	A	R4	電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は100%(前年同期100%)であり、電子応れ件数も66件、電子入札率86.8%(前年同期52件、電子入札率68.4%)と向上している。 また、電子調達システムを利用した契約手続は17件となり、前年同期11件から6件増加となり、電子調達システムの利用については、事業者の利便性の向上を図ることができた。	A	—	R6	—	・令和6年度下半期も引き続き実施する。 ・紙入札とした事業者が提出した理由書を確認し、電子調達システムの活用にあたっての課題を分析する。			

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。

電子入札率＝電子応札案件数÷電子入札案件数
・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
電子契約率＝電子契約案件数÷(電子応札案件数＋電子入札によらない電子契約案件数)
・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
・電子入札によらない電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度

A+: 効果的な取組
A : 発展的な取組
B : 標準的な取組

※2 進捗度

・A: (定量的な目標)目標進捗率90%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
・B: (定量的な目標)目標進捗率50%以上
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
・C: (定量的な目標)目標進捗率50%未満
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

その他の取組

様式2

調達改善計画		令和6年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつたと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
調達適正性の向上 ・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。 ・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。 ・特にシステム関連については、PMO審査において価格の妥当性等の検証を行う。 ・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。	継続		・随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約23件、企画競争による随意契約3件、公募による随意契約3件を審査し、企画競争による随意契約1件を一般競争入札に移行した。 ・競争性のない随意契約案件及び公募による随意契約案件10件について価格交渉を行い、3件で値引きが行われ、当初提示額から計7,516千円(平均8.9%)が削減された。 ・情報システム関連については、少額随意契約を含む9件についてPMO審査を実施した。	・随意契約を希望する案件の審査を行うことにより、必要に応じて仕様書の見直し等を行い、一般競争が可能と判断されるものについては、一般競争への転換を行っている。
総合評価落札方式への対応 ・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。	継続		-	-
汎用的な物品・役務 ・汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記等)については、共同調達を行う。	継続		-	-
人材の育成 ・会計担当で作成した調達事務等のマニュアル等を活用した新規入庁職員向け研修や既存職員への周知を行い、職員のスキルアップを図る。	継続		・新任職員を中心に内閣府が実施する会計実務研修等に延べ6名が参加した。 ・新規採用者への新人研修の際に契約事務の説明を行った。 (令和5年度より実施)	-
外部有識者による個別調達案件の点検 ・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。	継続		・入札等監視委員会を令和6年7月に開催し、6件について審査を行った。	-
市場価格調査の実施 ・適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。	継続			・市場価格調査を積極的に実施することによる徴取した複数者からの見積書や、過去に調達を行った類似案件も参考にし、適正な予定価格の設定が図れた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【 竹内 啓博 】 意見聴取日【 2024/10/29 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和6年度上半期に実施した取組とともに、自己評価全般について	○令和6年度上半期の貴庁調達改善計画の自己評価は概ね適切であると考えます。 ・アンケート調査については、回答結果が人員及び体制の確保面が多数であることから、業者都合の面を否定できないが、調達や契約時期の変更等で解消される余地がないかの視点をもって改善に努めて頂きたい。 ・オープンカウンター方式の調達数が減少した理由については、不定期の物品調達がなかったことによるとのことで、調達状況の変化によるものであるため、同方式の定着、普及状況を評価するには至りませんでした。 ・一社応札案件が件数、金額ともに大きく減少している点を評価します。下期以降も調達時期の最適化を念頭に競争性の維持に努めて頂きたいと考えます。 ・電子調達システムの利用率が上昇した点についても評価できるものであり、下半期以降もこの傾向が維持されるよう期待します。	・ご意見を踏まえ、調達時期の変更や履行期間の延長などが可能な契約案件については、できる限り改善するように努めてまいります。 ・オープンカウンター方式の件数は不定期の物品調達に左右されるところもありますが、今後もオープンカウンター方式が利用可能な物品調達を行う場合には積極的に活用し、拡充に努めてまいります。